

生命保険の活用で 相続対策



なんでも屋の
なんちゃんニュース Vol.04

相続税の
試算はした。
把握も
できたぞ。

でも、子どもたちにとつては、どんな形で
もらうのがいいのかな...
何かもつと他に
できることはないかしら...
もやもや

もうひとつ生命保険に
入っておこうか。
まあ、子どもがもらえるように
しておけば間違いないだろ。

保険なんでも相談所
すみませーん、
相談したいんですけど。

いらっしやいませ
あれ？
難波先生、
なんでここに？

ファイナンシャル・
プランナーとして、
保険の相談も
承っているのですよ。
青木さんこそ、
何かご相談あるんですか？

子どもたちのために、
もつと何かできることは
ないかと思つて、
新たに保険に入ろうと
思つてるんですよ。
現金がもらえれば
子どもたちも喜ぶわよね。

青木さん、そのお気持ち
素晴らしいです。
ぜひ、お手伝いさせていただきます！

実は、相続対策には
保険の活用が非常に有効なのです。
大きなポイントは2点です！

① 保険金として残す
保険金の非課税枠を
利用した対策で、
法定相続人の数が多い方に
有効な方法です。

② 子の保険料を負担
贈与税の非課税枠を利用して、
お子様が支払うべき保険料を、
親御さんが負担する方法です。
相続財産も減ることになるため、
効果倍増！

そして、相続対策を
超えた話になりますが、
保険による保障は、
親御さんからお子様への
最大のプレゼントなのです。

ご注意!!
保険金額と保険の種類には
吟味が必要です。

例えば、保険金の
非課税枠(法定相続人×500万円)
には限度があるので、
過大な保険金額は
無駄になってしまいますし、
プランによっては、
お子様に不必要な税金が
かかってしまう
事がありますよ！
贈与税の非課税枠(暦年110万円)
にもご注意ください。

後日...
先生！ありがとうございます。
息子たちも私たちの意図を
わかってくれたみたいで、
すごく喜んでくれました。

お安い御用です。
親御さんの子を思う大切な気持ち、
最大限に生かそうではありませんか！
税理士とファイナンシャル・プランナーの
知恵と経験で、精一杯の
お手伝いをさせていただきます！

生命保険商品を活用し 相続財産を減らそう!

Point 1 契約者、受取人を子にする



◆被保険者(保険対象者) → Aさん(親)

●契約者(保険料支払者)と受取人(保険金をもらう者) → Bさん(子)

理由 子の保険料を贈与することで親の相続財産が減少

●保険料は実質親が負担する!

理由 相続税の納税資金として利用可能

Point 2 保険料は年間110万円までにする

理由 贈与税の非課税限度額は暦年110万円

誰が支払うのかで税金の種類が異なるので注意しましょう。

死亡保険金

契約者	被保険者	受取人	税金の種類
A	A	B	相続税
B	A	B	所得税 (一時所得)
A	B	C	贈与税

満期保険金

契約者	被保険者	受取人	税金の種類
B	—	B	所得税 (一時or雑)
A	—	B	贈与税

難波孝朗 税理士・行政書士・社会保険労務士事務所 [直通電話] 090-1676-6304

大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号(司法書士事務所のすぐとなりです!)

TEL.075-961-0812 FAX.075-961-0818 t-namba@sirius.ocn.ne.jp http://namba-one.com/